



[略]

注 物品の分類及び品目別に別葉とする。

様式第14号（第17条関係）

物 品 供 用 簿 （ 消 耗 品 ）

[略]

[略]

注 物品の分類及び品目別に別葉とする。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県警察国有物品管理規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

[略]

備考1 この様式は、重要物品及び備品についての物品供用簿の様式とする。

2 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする

。

様式第14号（第17条関係）

物品供用簿

[略]

[略]

備考1 この様式は、消耗品についての物品供用簿の様式とする。

2 物品の分類及び品目別に別葉とする。

[略]